

一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	令和2年7月31日
事業者の氏名又は名称	高知西南交通株式会社(法人番号5490001004905)(代表者 亀川代平)
事業者の所在地	高知県四万十市佐岡434-1
営業所の名称	本社営業所
営業所の所在地	高知県四万十市佐岡434-1
行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(60日車)及び文書警告
主な違反の条項	道路運送法第27条第3項
違反行為の概要	令和2年7月9日、旅客自動車運送事業に関する監査方針に基づき監査を実施したところ、2件の違反が確認された。 (1)事業用自動車の定期点検整備等を実施していなかったこと(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第45条) (2)自動車検査証の有効期間が満了している事業用自動車を運行していたこと(運輸規則第45条)
当該違反点数(営業所)	6点
違反点数(事業者)	6点

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。